

WiFi レンタル規約

第1条（適用の範囲等）

- Wi-Fi レンタル利用規約（以下「本利用規約」といいます。）は、株式会社 HIS Mobile（以下「当社」といいます。）の提供するデータ通信機器及びその付属品（以下「通信機器等」といいます。）のレンタルサービス（以下「本サービス」といいます。）を契約申込者（以下「申込者」といいます。）が利用する場合に適用します。本サービスに関し、当社と申込者との間で、本利用規約を内容として成立する契約を、以下「本契約」といいます。
- 本利用規約とは別に、本サービスに関し別途当社が定める諸規定（サービス紹介、料金表、ヘルプ、注意書きその他のウェブサイト上の記載及び当社による申込者への通知を含みます。）は、それぞれ本利用規約の一部を構成します。また、本利用規約の内容と当該諸規定の内容との間に矛盾抵触がある場合には、当該諸規定が優先して適用されます。
- 申込者は、本サービスを実際に利用する者（以下「利用者」といいます。）として申込者以外の第三者を指定する場合、利用者をして本利用規約を遵守させる義務を負うものとし、

第2条（本利用規約の変更）

当社は、申込者の承諾を得ることなく本利用規約を変更することがあります。その場合には、当社は本利用規約を変更する旨、変更後の本利用規約の内容及び変更の効力発生時期を、第6条に定める方法により予め申込者に通知するものとし、当社が係る方法で本利用規約を変更した場合、申込者は、当該変更に同意したものとみなされます。

第3条（サービス内容の変更）

当社は、申込者の承諾を得ることなく、本サービスの利用料金その他のサービス内容を変更することがあります。その場合には、当社は変更後のサービス内容を第6条に定める方法により申込者に通知するものとし、以後（別途変更の効力発生時期を定めた場合は当該時点以後）、変更後のサービス内容が適用されるとともに、その後の本サービスの利用により、申込者は、当該変更に同意したものとみなされます。

第4条（申込手続き）

- 申込者は、申込者が予め本利用規約及び諸規定に同意の上、申込み締め切り期日までに、当社インターネットのオンライン申込画面に必要な事項を記入し、当社に送信するものとし、
- お貸し出しする通信機器等の回線は、当社が指定するものとなり、貸出直前に当社が決定します。
- 当社は、次の各号に該当する場合には、本契約の申込を承諾しないことがあります。この場合当社は、申込者に対しその旨を通知します。
 - 申込者が本利用規約に違反するおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - 申込者が本契約上の債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - 申込者が本契約の申込画面に、殊更に虚偽の事実を記入したとき
 - 違法に、又は公序良俗に反する態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
 - 申込者が当社又は本サービスの信用を毀損する態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
 - 申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」と総称します。）であるか、又は反社会的勢力と関わりがあると判明したとき
 - その他、サービスの提供ができない又は適切でないと判断すべき合理的理由があるとき

第5条（契約の成立）

- 申込者が、当社指定の手続きにより申込みを完了し、当社がこれを承諾した時点をもって本契約の成立とします。
- 前項の当社による承諾とは、当社が、申込者が登録したメールアドレスに対するメールの送信、又は郵送等の各種通信手段をもって、申込みの承認をする旨の通知を発することをいいます。
- 当社による承諾の後、何らかの事情により本サービスが提供できない場合、当社は、申込者に対し第6条に定める方法により通知します。この場合において、当該事情が発生した原因に当社の責に帰すべき事由がない場合には、申込者に損害が生じた場合でも、当社は責任を負いません。
- 当社は、契約の成立後、申込者に対し本サービスの提供に必要な情報の提供を求める場合があります。その場合、申込者は、当社の指定する期日までに、当社の指定する方法及び様式により当該情報を通知しなければならないものとし、申込者

がこれに応じない場合、当社は、当社の裁量により本契約を解除できるものとします。但し、この場合においても、申込者は、当該解除時点までの本サービスの利用に係る利用料金の支払いを免れないものとします。

第6条（通知の方法）

本利用規約及び本サービスに係る事項について、当社から申込者に対する通知の方法は、書面、電子メール（ショートメールを含みます。）、電話、当社が運営するウェブサイトへの掲示等、当社が指定する方法によるものとします。

第7条（レンタル利用期間）

- レンタル利用期間は、原則としてサービス申込書等に記載された期間とする。レンタル利用期間の延長を希望する場合は、レンタル利用期間満了日の7日前までに、当社指定の方法で当社へ連絡し、かつ当社において当該延長の手續がなされる必要があります。この場合当社は、新たに通信機器等を返却すべき日（以下「返却期日」といいます。）を設定するものとし、当該返却期日まで、当社規定の延長料金が発生します。
- 当社が指定する返却期日を過ぎても、通信機器等が当社に返却されたことが確認されない場合、22,000円（税込み）の保証金を頂戴します。ただし、確認できなかったことにつき当社の責に帰すべき事由がある場合は、この限りではありません。
- 利用期間が満了した料金月の翌料金月（自動更新後に利用期間を満了した場合も同様とし、以下「契約更新月」という）に本特約適用回線を解除した場合には解除料はかかりません。（契約約款等に定めのある解除料を適用する適用対象回線の更新月については、契約約款等の規定を優先して適用するものとします。）
- 契約約款等に、本特約条件の適用開始日を含む料金月の翌料金月までを1料金月目とみなす規定がある場合は、1料金月目は契約約款等の規定が適用されるものとします。
- 契約更新月末日までにメールオーダーフォームにて複数年契約を更新しない旨の申し出がない限り、自動更新となります。それ以降の更新の場合も同様です。
- 端末のご利用が終了した際には、弊社への返却が必要となります。規定期間内に未返却の場合には、未返却損害金がかかります。（4G ケータイ・モバイルデータ通信端末：40,000円、Android スマホ・iPhone・iPad：50,000円）

第8条（譲渡禁止）

申込者は、第三者に対し、本契約上の地位、及び本契約から生ずる権利又は義務を、譲渡し、承継し、担保に供し、引き受けさせ、又はその他の処分をすることはできません。

第9条（申込者情報の変更）

- 申込者は、第4条第1項により当社に提出又は送信した情報に変更があった場合、直ちに当社へ通知するものとします。
- 申込者が前項の通知を怠ったために本サービスの全部又は一部が利用できないことにより申込者に生じた損害について、当社の責に帰すべき事由がない限り、当社は責任を負いません。

第10条（通信機器等の受渡）

- 当社は、申込者指定の場所に指定する期日までに国内宅配にて送付するものとする。
- 天候不良など不可抗力の場合や輸送中の事故又は遅延など、当社の責に帰さない事由により通信機器等を申込みの受渡予定日までにお届けできない場合、又は申込者が受け取ることができない場合でも、当社は責任を負いません。

第11条（途中解約）

- レンタル開始後の、途中解約については以下の手順に従うものとする。
 - 申込者の契約情報及び部署名、解約希望の旨を当社ホームページの問い合わせ欄にて当社に知らせる。
 - 解約受付メールを受領後、3日以内に以下住所へ通信機器等を返送する。

〒160-0022

東京都新宿区新宿1丁目34番5号 VERDE VISTA 新宿御苑2階

HIS Mobile 株式会社

TEL：050-1748-5777

なお、契約満了以前での短期解約の場合、端末違約金 24か月未満 11,000円（税込み）36か月未満 16,500円（税込み）、回線違約金 11,000円（税込み）が発生する。

第12条（通信機器等の返却）

1. 申込者は、申込手続き時に指定する返却方法をもって、返却期日までに当社へ通信機器等を返却するものとします。
2. 返却方法は、当社指定の送付状を利用するものとし、郵送に要する費用は申込者の負担とします。また当社指定の送付状以外での郵送や着払いで返却された場合、別途実費を請求させて頂くことがあります。

第13条（利用料金と利用容量）

1. 申込者は、注文確定メールに記載されたレンタル料、運送諸経費、その他金額などに消費税を付した金額を支払うものとします。
2. 第4条に定める申込手続きの際に申込者が希望した利用容量を超過した場合は、通信は停止されます。また、利用地域以外の場所で本サービスを利用した場合や、第20条に定める過剰な通信を行った場合、通信の停止、利用制限、追加料金の請求等の措置の1つ又は複数を経ることがあります。
3. 当社指定の支払期日までにお支払が確認できない場合は、年14.6%の遅延損害金を請求させていただくことがあります。
4. PocketWifi、データSIMの12GBシェアプランにつきましては、通信容量を5GBに設定し、超過パケットを免除いたします。但し、ご利用容量が3カ月連続で全体平均12GBを超える場合は提供条件の見直しをさせていただきます。

第14条（請求・支払方法等）

1. 本サービスの利用料金の支払は、月末締め、翌月末支払いの請求書によるものとします。
2. 本サービスに関して申込者が希望する内容（利用地域・期間・レンタル通信機器の台数等）によっては、保証金、又はクレジットカード保証枠を申し受ける場合があります。
3. 当社は、申込者が、本サービスに関する利用料金について、支払期日を経過しても支払わない場合には、申込者に書面、電子メール、電話、訪問等（但し、これらに限定されません。）当社の指定する方法で通知又は連絡することができるものとします。
4. 当社が、申込者に対し、本利用規約に基づく何らかの料金の支払（延長料金、申込取消による通信料補償金（キャンセル料金に相当）、通信機器等の修理代金又は再調達代金等）を請求する場合には、その金額を請求書に記載します。
5. 当社は、利用料金、遅延損害金、延長料金、その他本利用規約に基づく申込者に対する債権の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとします。また、当社は、当該債権について第三者へ譲渡することができるものとします。
6. 当社又は前項に規定する第三者が、債権の請求及び受領行為を目的として申込者を訪問した場合、申込者は、当社又は当該第三者が訪問に要した費用を支払うものとします。

第15条（本契約の解除）

1. 当社は、申込者又は利用者が次の各号に掲げる事由に該当する場合、本契約を直ちに解除することができるものとします。
 - （1）本契約上の債務の履行を怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - （2）違法に、若しくは公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき、又はそのおそれがあることが明らかであるとき
 - （3）当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において、本サービスを利用したとき又はそのおそれがあることが明らかであるとき
 - （4）本利用規約に定める義務に違反したとき
 - （5）申込者について、破産、会社更生、特別清算、民事再生その他これらに類する法的倒産手続に係る申立があったとき
 - （6）当社と通信事業者との本サービスに関わる契約の全部または一部が終了したとき
 - （7）申込者が反社会的勢力であること、又はこれら反社会的勢力と関わりがあることが判明したとき
 - （8）その他、前各号に準ずるような契約を継続し難い重大な事由が生じたとき
2. 当社は、前項の規定により本契約を解除し、本サービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由及び提供を停止する日について、第6条（通知の方法）に定める方法で申込者に通知します。但し、当社が緊急やむを得ないと判断した場合は、申込者に通知しない場合があります。
3. 申込者は、第1項により本契約が解除された場合、解除によって当社に生じた損害を賠償するものとします。

第16条（通信機器等の管理）

1. 申込者及び利用者は、善良なる管理者の注意をもって通信機器等を維持、管理するものとし、その利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 - （1）通信機器等の譲渡、転売、解析、改造、改変、損壊、破棄、紛失、汚損（シール添付、削切、着色等）、添付済みシールの剥取等
 - （2）通信機器等の不正使用
 - （3）通信機器等の取扱説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
 - （4）電気通信事業法、携帯電話不正利用防止法、又はその他の関係法令に違反する行為
 - （5）その他、本サービスの性質・目的に照らして不適切であると合理的に判断される行為
2. 前項の行為が認められる場合、当社は、申込者には正勧告を行い、又は前条により本契約を解除して通信機器等の返却を求めることが出来るものとし、申込者はこれに従わなければならないものとします。
3. 前項に関わらず、第1項の行為が認められる場合において、当社に損害が生じたときは、当社は、第23条に定める損害賠償請求が出来るものとし、申込者はこれを支払う義務を負うものとします。

第17条（通信機器等の滅失毀損等）

1. 申込者は、通信機器等が滅失・毀損した場合又は盗難にあった場合は、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。また、事由の如何を問わず、通信機器等を滅失し又は盗難にあった場合、当社へ連絡し、対応する通信回線を停止するまでに不正に利用された通信料金は申込者が支払うものとします。
2. 前項の場合、申込者は、滅失・毀損又は盗難の理由が当社の責に帰すべき事由による場合を除き、通信機器等の修理代金又は再調達代金として、別途当社が定める「通信機器等の修理代金又は再調達代金等」を当社に支払うものとします。

第18条（補償制度）

1. 補償制度とは、申込者又は利用者が、利用期間中に通信機器等を滅失・毀損し又は盗難にあった場合に、通信機器等の損害を補償する任意加入の制度です。第4条による申込の際に、加入申請のあった申込者にのみ、この制度を適用します。
2. 補償制度利用料及び補償内容については、別途当社ホームページ等により申込者に対し申込時に提示、案内するものとします。
3. 紛失・盗難の際には、必ず現地警察署又は公的機関の証明書を取得し、当社に提示するものとします。

第19条（通信機器等の買取）

申込者による通信機器等の買取りは原則できないものとします。

第20条（速度制限と公正利用）

1. 日本国内利用時、月初より累計でご契約プランの容量を超えた場合、月末まで通信速度が最大128kbとなります。
2. すべての方に公平公正な通信の利用を提供するため、次の各号のいずれかに該当する場合、ご利用となる地域の通信事業者による政策又は当社の判断により、通信の停止、利用制限又は追加料金の請求の1つ又は複数の措置をとる場合があります。
 - （1）通信量に関わらず、動画ストリーミング・オンラインゲーム・OS/ソフトウェア/アプリのオンラインダウンロードやアップデート、VOIP・FTP等負担の大きな通信により当社又は現地通信事業者の通信回線に過剰な負荷が生じたとき
 - （2）その他、通信の停止又は利用制限に合理的な理由があるとき
3. 前項により通信の停止や利用制限が発生した場合でも、当社の責に帰すべき事由がない限り、当社は責任を負いません。また、通信の停止や利用制限がなされたことにつき、申込者又は利用者の責に帰すべき事由がある場合には、料金の返金は行わないものとします。

第21条（禁止事項）

申込者又は利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- （1）本サービスに関連して使用される当社及び第三者の著作権、商標権、その他一切の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- （2）本利用規約に反する行為
- （3）電気通信事業法、携帯電話不正利用防止法又はその他の関係法令に反する行為
- （4）通信機器等への付加物品の取り付け、改造、分解、損壊

- (5) 通信機器等につき、第三者に転貸、譲渡、担保提供その他の処分をする行為
- (6) 当社の事業又はサービスの運営を妨害し、又は当社の信用を毀損する行為
- (7) 当社または第三者の使用するソフトウェア、ハードウェア、サーバー、ネットワークなどの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (8) 本サービスを構成するシステム又は本アプリのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為
- (9) 当社が承認していない営業行為、営利を目的とした情報提供を行う行為
- (10) 本サービスに関連して、反社会的勢力に直接・間接に利益を提供する行為
- (11) 犯罪行為またはそれを予告し、関与し、助長する行為
- (12) その他、不適切・不相当と判断すべき合理的理由がある行為

第22条 (免責)

1. 通信機器等のレンタル利用期間中においても、電子書籍端末、スマートフォン、タブレットその他の通信端末にて、当社が案内する方法以外の方法で通信ネットワークに接続した場合、ご利用の通信会社から海外データローミング料金等の通信料が請求されることがあります。その場合でも、当社の責に帰すべき事由がない限り、当社は責任を負いません。
2. 通信機器等の利用に何らかの支障をきたしたことにより、申込者又は利用者が被った損害については、当社は責任を負いません。但し、支障をきたしたことにつき当社の責に帰すべき事由がある場合には、当社は、本利用規約の定めに従い、当該損害を賠償するものとします。
3. 通信機器等の利用に何らかの支障をきたした場合でも、当社は、本サービスの代替通信手段の確保その他これに類する対応を行いません。
4. 通信機器等の利用に支障をきたしたことにつき、申込者又は利用者の責に帰すべき事由がある場合には、申込者は、利用料金の支払いを免れることはできないものとします。

第23条 (損害賠償)

1. 本サービスの利用に関して、申込者又は利用者の責に帰すべき事由により当社に損害が生じた場合、申込者は、当該損害を賠償するものとします。
2. 申込者又は利用者が本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、又は第三者と紛争を生じた場合、申込者は、当社の責に帰すべき事由がない限り、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
3. 当社が、申込者又は利用者に対し、債務不履行責任、不法行為責任、契約不適合責任その他の原因による損害賠償責任を負う場合でも、当社に故意又は重大な過失がない限り、当社は、特別損害については賠償する義務を負わないものとします。
4. 当社が負う損害賠償責任は、当社が申込者に対して有する本サービスの利用料金等に係る債権（弁済期を問いません。）と対当額で相殺する方法で、これを履行することができるものとします。但し、当社が負う賠償責任が不法行為に基づくものであって、その原因行為につき当社に悪意があったとき又は申込者若しくは利用者の生命・身体の損害に係る賠償責任であるときを除きます。

第24条 (再委託)

当社は、本サービス提供に必要な業務の一部を、第三者に再委託することができるものとし、申込者は予めこれを承諾するものとします。

第25条 (守秘義務)

申込者及び利用者は、本サービスに関連して当社が秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

第26条 (個人情報の取扱)

1. 当社は、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨に鑑み、申込者及び利用者の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって適切に管理します。なお、本利用規約において、「個人情報」とは、同法で定義された個人情報をいいます。
2. 申込者又は利用者の個人情報については、次の各号に定める利用目的の達成に必要な範囲内で適正に取り扱います。
 - (1) 本サービス等に関する各種お問い合わせ、ご相談にお答えすること。

(2) 本人確認、料金案内・請求、サービス提供条件変更案内、サービス停止・契約解除等の連絡、その他サービスの提供に関わるご案内を行うこと。なお、サービスの提供に関わるご案内には、以下に定める電子メールの送信が含まれ、これらの電子メールについては本サービスの提供に関わるものであることから、本契約の締結時において当社からの電子メールを受信されない選択をされた申込者及び利用者にも送信されます。

- i) 注文内容や受取に関する確認のための電子メール
- ii) 貸与物返却に関する電子メール
- iii) 現地通信障害情報に関する電子メール
- iv) 顧客通信容量利用状況に関する電子メール
- v) 渡航中の現地情報に関する電子メール
- vi) 渡航中のデータ容量追加購入に関する電子メール
- vii) その他当社が定義する申込者にとって不利にならない必要情報に関する電子メール

(3) 電話、電子メール、郵送等による、当社又は当社の提携会社が提供するサービスに関する販売推奨・アンケート調査及び景品等の送付を行う場合がある。なお、サービスの提供に関わるご案内には、本契約の締結時において当社からの電子メールの送信を許可された申込者及び利用者へののみ送信されます。

3. 当社は、サービス提供に必要な業務の実施に際し、業務委託先（当社の親会社、子会社及び関連会社を含みますがこれらに限定されません。）に個人情報を提供する場合があります。その場合、個人情報保護が十分に図られている企業を選定し、個人情報保護のための契約を締結する等、必要かつ適切な処置を実施します。
4. 当社は、個人情報を本人の同意を得ることなく、業務委託先以外の第三者に対して提供致しません。但し、法令により定めがある事項（刑事訴訟法第197条第2項及び関税法第119条2項による照会を含みますが、これらに限定されません。）については、その定めるところによります。
5. 通信機器等の利用にあたり、申込者が使用したデータ・閲覧情報・履歴情報等は、申込者にて適切に管理・消去するものとします。当該通信機器等の利用中又は本契約終了後及び通信機器等返却後の情報管理・データ消滅については、当社の責に帰すべき事由がない限り、当社は責任を負いません。

第27条 (分離性)

本規約の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引き続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第28条 (準拠法及び管轄)

本契約に関する準拠法は日本法とし、日本法に基づき解釈されるものとします。なお、本契約に関する紛争については、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。